

令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市河原町お城山展望台及び河原町中央公園の管理運営費（※うち「鳥取市河原町お城山展望台」）	観光・ジオパーク推進課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
125,719	令和8年度～12年度					125,719

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市河原町お城山展望台河原城の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。
鳥取市河原町お城山展望台河原城の管理運営に関する業務

【これまでの関連する取組】

指定管理者制度により施設の維持管理、運営を委託し、河原地域の観光振興拠点として地域活性化を推進している。

現指定管理者	株式会社 風土資産研究会
前回債務負担額	令和3年～令和7年度 113,588千円
指定管理料	R3 20,226千円 R4 20,850千円 R5 20,312千円
	R6 20,226千円 R7 20,226千円 計 101,840千円

【今後の取組】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 公募を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 1～2月中に基本協定書の締結。
6. 4月1日より管理開始。